

幼児児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくり

学校園は、幼児児童生徒が安全で安心して健やかな成長と自己実現を目指して学習する場です。

このため、教職員は全体の奉仕者であるとの自覚を持って、服務規律を遵守し、襟を正して職務に取り組まなければなりません。

○ 学校園における体罰・暴言等の非違行為防止対策

幼児児童生徒に対する体罰や暴言等の非違行為は決して許されない行為です。各学校園で、体罰の禁止と暴力の否定について共通理解を深めるとともに、体罰根絶に向けた取組を進めてください。

- (1) 発達段階に応じた適切な言葉がけによる指導を行う。(声の大きさ、語気の強さ、使う単語 等)
- (2) 行為は指導しても、人格や個性は否定しない。
- (3) 「○○するべき」の発想が、感情に任せた指導になる。
- (4) 「信頼関係があれば厳しい指導も大丈夫」との考えが、体罰等につながる。
- (5) 幼児児童生徒には様々な背景があり、教職員はその背景の理解に最大限努める。
- (6) 生徒指導は複数対応することで、体罰や行き過ぎた指導を防ぐだけでなく、教職員が指導方法について学ぶ機会とし、指導力向上につなげる。
- (7) 同僚や管理職に指導の報告を行い、指導内容を共有することで、幼児児童生徒の共通理解を図る。
- (8) 指導について、保護者への説明責任を果たすことで、学校園と家庭との連携を図る。
- (9) 適切な教育相談や指導の在り方について、具体的な場面を想定した研修やグループミーティングを定期的に行い、日頃の指導を振り返るとともに、体罰禁止の意識を高める。

○ 働きがいのある風通しの良い職場づくり

教職員は、全体の奉仕者であるとともに、一人の人間です。職場等において負荷がかかり、ストレスを抱える事も考えられます。教職員がストレスを抱え込まない働きがいのある職場環境づくりについて、組織を挙げて取り組むことが大切です。

- (1) 教職員が業務上の課題やストレス等を抱え込まないように、メンターや同僚、管理職が連携し、組織的な支援や相談体制の充実を図る。
- (2) 教職員の悩み事について、話しやすい・聞いてもらえる職場環境づくりや相談窓口の活用を通じて、相談しやすい雰囲気醸成する。協力・協働による働きがいのある学校園づくりに取り組む。

○ 初期対応・相談機関の周知徹底

万が一、体罰や暴言等の非違行為を確認した場合は、被害幼児児童生徒の安全確保を最優先に対応することが肝要です。管理職等へ速やかに報告し、被害者やその家族に寄り添った対応を行ってください。

- (1) 「最悪を想定して、慎重に、速やかに、誠意をもって、組織的に」対応する。
- (2) 校園長は、初期対応を迅速かつ的確に指揮するとともに、市教委関係各課に報告する。
- (3) 校園長は、体罰や暴言等を受けても学校園に相談できない場合があることを想定し、各種相談機関について周知するとともに、決して通報者が不利益を被ることがないようにする。

主な相談機関

- ① 姫路市教育委員会 教職員課：221-2763、育成支援課：224-5844
- ② 姫路市公益通報制度：Koueki_k@city.himeji.hyogo.jp、公益通報票（姫路市 HP 内からダウンロード）
- ③ 兵庫県教育委員会 教職員課：078-341-7711、教職員メンタルヘルス相談：0120-165-565